

フェアプライスプロジェクトロゴマーク使用規程

(制定) 令和 5 年10月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、フェアプライスプロジェクト（※）ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものです。

※フェアプライスプロジェクトとは、国際情勢の影響・円安の進行により、食品の原材料価格や生産資材、エネルギー価格など様々な生産・流通コストが上昇している中、農林水産業・食品産業の現状を伝え、今後の日本の食の未来について考え、適正な価格形成による持続可能な食料供給の実現に向けた理解と共感を深めることを狙いとした広報活動です。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙フェアプライスプロジェクトロゴガイドライン（以下「ロゴガイドライン」という。）に掲げるものとします。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、フェアプライスプロジェクトの趣旨に賛同し、適正な価格形成による持続可能な食料供給の実現に向けた理解と共感を深めることを狙いとした広報活動のために使用するものとします。

(使用登録)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用を開始する3営業日前までに、届出により農林水産省新事業・食品産業部企画グループ（以下「農林水産省」という。）に使用登録を行うものとします。

2 前項に規定する使用登録があった場合、農林水産省は次の各号のいずれにも該当しない限り使用を認めるものとします。

- 一 国民の利害を害するおそれがある場合
- 二 営利を主たる目的とする場合
- 三 特定の思想、宗教、反社会的勢力の活動に利用されるおそれがある場合
- 四 特定の商品等の品質や安全性等を保障する目的で利用されるおそれがある場合
- 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省が不適切と認めた場合

3 前項に規定する使用が認められない者の登録を確認した場合には、農林水産省は登録者に対し、ロゴマークの使用は認められない旨をメールにより遅滞なく通知するものとし、登録の取消しを行います。

（使用方法）

第5条 使用者は、名刺、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、又はWeb サイト等でロゴマークを使用することができます。

2 ロゴマークのデザイン、色等は、別紙ロゴガイドラインに指定しています。同ガイドラインに沿って御使用になるよう、事前に必ず御確認ください。なお、ロゴマークの使用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とします。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、本規程及びロゴガイドラインを遵守するとともに、フェアプライスプロジェクトの趣旨を逸脱した使用をしないよう細心の注意を払うものとします。

2 使用者は、第三者がロゴマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、農林水産省に通知するものとします。

3 使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については、対応を農林水産省と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、使用者が負担するものとします。

4 使用者は、ロゴマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとします。

（ロゴマークの差止め）

第8条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、ロゴマークの使用を禁止します。

- 一 募金活動と結びつけた使用や不当な利益を上げるための使用
- 二 企業、団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を保証するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
- 三 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 四 第4条に基づく届出に虚偽の記載があった場合
- 五 使用者が法令に違反した場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省が使用の継続が不適切と認めた場合

（規程の改定）

第9条 本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

2 本規程の改正により使用者に不利益が生じたとしても、農林水産省は一切の責任を負いかねます。

(その他)

第 10 条 本規程に定めのない事項については、農林水産省が判断するものとします。

プロジェクトロゴ



ロゴレギュレーションについて

●組み方：縦組、横組の場合の組み方
パターン 1



パターン 2



**フェア
プライス
プロジェクト**

パターン 3



パターン 4



フェアプライス プロジェクト

パターン 5



**フェアプライス
プロジェクト**

●ふちどり

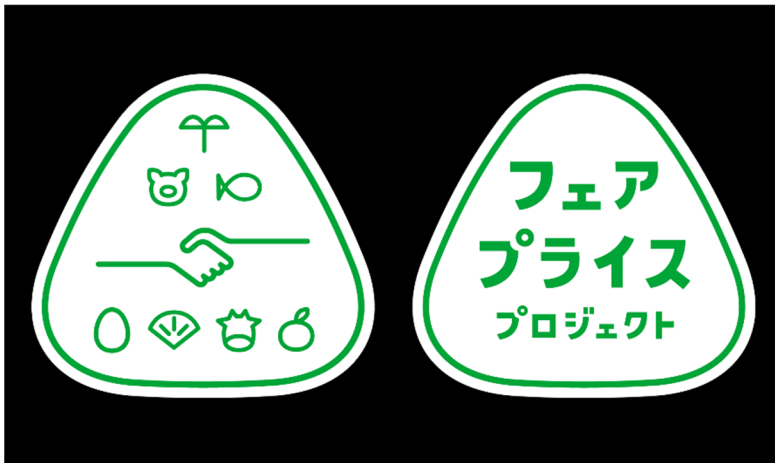
パターン 1



パターン 2



パターン 3



パターン 4



パターン 5



●カラー：どのような色で使用するべきか



	C	100
	M	0
	Y	100
	K	0
	R	0
	G	165
	B	55

●カラー：モノクロの場合



●最小使用サイズ：どこまでのサイズで使用可能か



●使用禁止例

形を変更してはいけません。
(異体・平体・回転など)



色を変更してはいけません。



要素を追加してはいけません。



要素の切り離し、組みかえは
してはいけません。



マークのバランスを
変更してはいけません。



文字のバランスを
変更してはいけません。

